道路区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路区域を次のように変更した。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建 設課において,一般の縦覧に供する。

平成21年8月10日

新潟市長 篠 田 昭

道路の	路線名	区間	変 更 前後別	敷地の	
種 類				幅員 (m)	延長 (m)
県道	新潟大外環状線	新潟市北区太田字名山甲 4585 番 1 地先から 新潟市北区葛塚字本町 3260 番 1 地 先まで	前A	9.9~21.2	1,678.9
		新潟市北区太田字名山甲 4585 番 1 地先から 新潟市北区嘉山字鮫面 2308 番地先 まで	前B	21.0~49.0	961.9
		新潟市北区太田字名山甲 4585 番 1 地先から 新潟市北区葛塚字本町 3260 番 1 地 先まで	後A	9.9~21.2	1,678.9
		新潟市北区太田字名山甲 4585 番 1 地先から 新潟市北区前新田字前新田乙 1 番 1 地先まで	後B	21.0~64.0	1,945.9

道路の	路線名	区間	変 更 前後別	敷地の	
種 類				幅員 (m)	延長(m)
県道	新潟五泉間瀬線	新潟市北区太田字名山甲 4585番1 地先から 新潟市北区葛塚字本町 3260番1地 先まで	前A	9.9~21.2	1,678.9
		新潟市北区太田字名山甲 4585 番 1 地先から 新潟市北区嘉山字鮫面 2308 番地先 まで	前B	21.0~49.0	961.9
		新潟市北区太田字名山甲 4585 番 1 地先から 新潟市北区葛塚字本町 3260 番 1 地 先まで	後	9.9~21.2	1,678.9
県道	新潟五泉間瀬線	新潟市北区前新田字前新田甲 155番 2 地先から	前	11.0~21.9	206.1
		新潟市北区前新田字前新田乙5番1 地先まで	後	12.0~31.1	206.1

備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。